

色麻町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

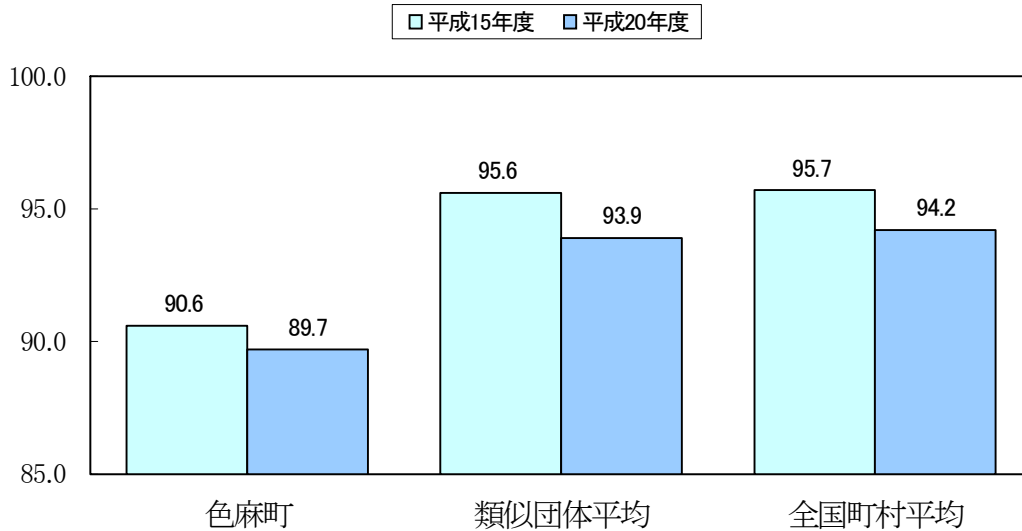
区 分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 18年度の人件費率
19年度	人 7,694	千円 3,624,690	千円 169,361	千円 874,709	% 24.13	% 21.13

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 100	千円 384,703	千円 27,387	千円 150,382	千円 562,472	千円 5,624	千円 5,914

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、19年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(20年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
色麻町	46.5歳	310,900円	円	円
宮城県	42.8歳	354,037円	419,614円	388,352円
国	41.1歳	325,113円		387,506円
類似団体	歳	円	円	円

技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
色麻町	46.7歳	11人	229,073円	233,782円	237,980円	-	-	-	-
うち調理員					-円	調理士	43.6歳	236,100円	
うち用務員	43.8歳	4人	239,450円	249,725円	-円	用務員	53.9歳	225,900円	1.10
うち学校給食員	52.6歳	5人	226,540円	227,340円	-円	調理士	43.6歳	236,100円	0.95
宮城県	49.6歳	353人	339,454円	384,464円	366,036円	-	-	-	-
国	48.9歳	4,784人	287,094円	-	320,514円	-	-	-	-
類似団体	49.4歳	8人	302,249円	325,327円	319,878円	-	-	-	-

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C / D
色麻町	-	-	-
うち調理員	3,549,661円	3,329,300円	1.07
うち用務員	4,043,338円	3,284,300円	1.23
うち学校給食員	3,715,265円	3,329,300円	1.12

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

個人情報の観点から、対象となる職員が3人未満の場合は、アスタリスク()で表示している。

(注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（20年4月1日現在）

区 分		色 麻 町	宮 城 県	国
一般行政職	大学卒	170,200円	176,800円	170,200円
	高校卒	138,400円	142,800円	138,400円
技能労務職	高校卒	135,600円	140,300円	
	中学卒	120,200円	123,900円	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（20年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	264,300円	- 円	- 円
	高校卒	204,500円	257,900円	277,400円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	195,900円	216,200円

・該当する経験年数及び近似の年数がない場合は、「-」で表示します。

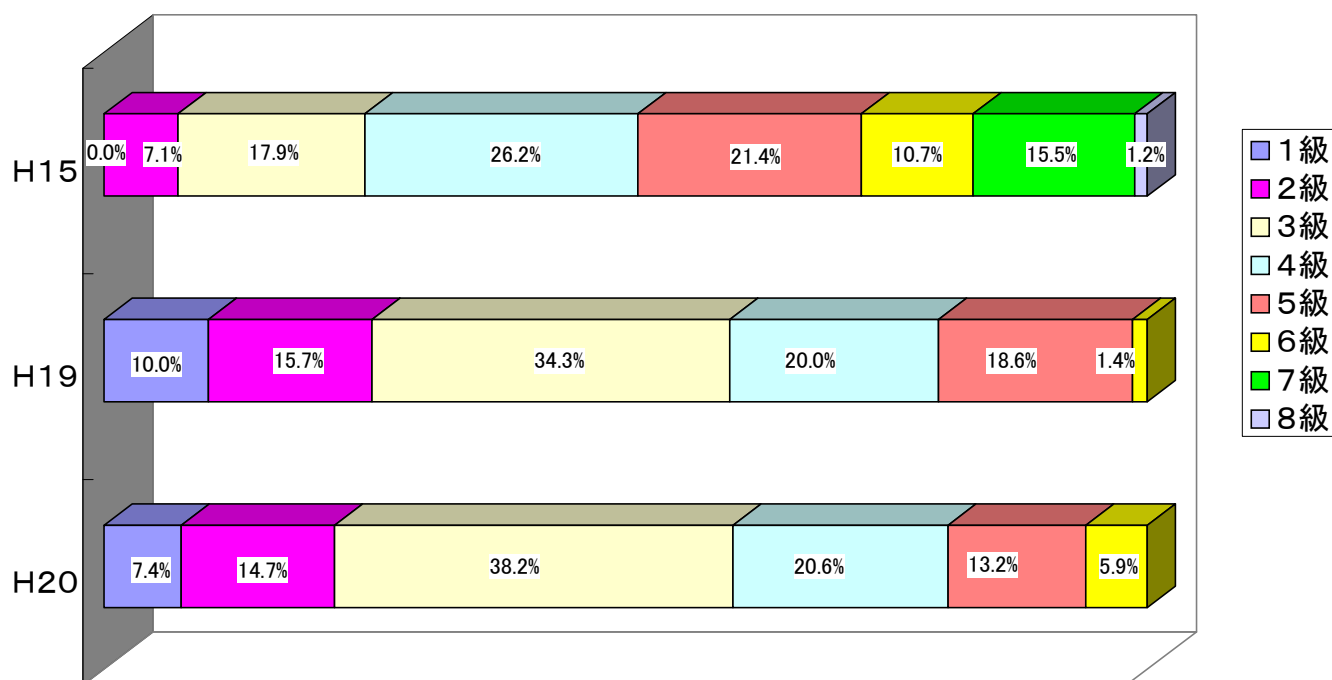
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（20年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	特に重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務（課長、局長、所長）	人 3	% 4.3
5 級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務（課長、局長、所長）	人 13	% 18.8
4 級	困難な業務を処理する課の課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務（課長補佐、次長）	人 13	% 18.8
3 級	1 課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職務 2 係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職務（主幹、係長、主査）	人 30	% 43.5
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務（主事、技師等）	人 5	% 7.2
1 級	主事、技師、栄養士、保育士、保健師及び教諭（以下「主事等」という。）の職務	人 5	% 7.2

- (注) 1 色麻町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

【級別職員数構成比の推移】



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給については、給与構造改革の導入により、勤務成績の反映を一層細かく行う目的で、従来の昇給幅を4分割にされたところです。この目的を達成するため、現在1月1日から12月31日までの1年間における業績、勤務態度や能力などを評価し、その評価結果に基づき、1月1日に実施する昇給の区分を決定することとしております。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

色 麻 町	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額(19年度) 1,513千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,925千円	
(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.50月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.50月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 【有】役職加算5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 【有】役職加算5~20% ・管理職加算15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 【有】役職加算5~20% ・管理職加算10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

基準日(6月1日・12月1日)以前、6月以内の期間における勤務成績(業績、勤務態度や能力)により評価を行い、評価結果区分に応じて、町長が成績率を決定する。

(2) 退職手当(20年4月1日現在)

色 麻 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 - 千円 24,705千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(20年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		- 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都	14%	- 人	14%
仙台市	5%	- 人	5%
名取市、多賀城市、利府町、富谷町	2%	- 人	2%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都	18%	18%
仙台市	6%	6%
名取市、多賀城市、利府町、富谷町	3%	3%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)		0.0%	
手当の種類(手当数)		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	防疫作業に従事した職員	感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、条例に掲げる作業に従事したとき	日額400円

野犬捕獲手当	野犬の捕獲に従事した職員	野犬が主没し、住民に危害を加え又は加えるおそれがある場合において捕獲業務	日額1,000円
特殊自動車作業従事手当	特殊自動車の運転業務に従事した職員	町道の補修又は除雪作業のため特殊自動車の運転業務	町道の補修作業 日額350円 除雪作業 日額550円
特殊危険物質(サリン等)取扱作業手当	特殊危険物質(サリン等)取扱作業に従事した職員	特殊危険物質又はその疑いのある物質に対して直接行う作業業務	日額2,600円

(5) 時間外勤務手当

	19年度決算	18年度決算
支給実績	6,480千円	11,387千円
職員1人当たり平均支給年額	73,636円	118,614円

(6) その他の手当 (20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同
扶養手当	1. 配偶者 13,000円 2. 配偶者以外の扶養親族 ア 2人まで、それぞれ6,000円 (職員に扶養親族でない配偶者がある場合は、そのうち1人について6,500円、職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000円) イ 3人目から1人につき5,000円 3. 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ
住居手当	1. 借家・借間に居住している職員 ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】 - 12,000円 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円 + (【家賃】 - 23,000円) / 2 (限度額27,000円) 2. 自己の住宅を所有し当該住宅に居住している職員で新築・購入した日から起算して5年を経過するまでの間 2,500円	同じ
通勤手当	1. 交通機関の利用者 月額55,000円を限度に支給 2. 自家用車等の使用者 使用距離(片道)に応じ2,000円~24,500円を支給	同じ
管理職手当	課長等の職にある者に支給 5級の職にある者 49,600円 6級の職にある者 51,900円 (現在は1/2の額を支給)	同じ

寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)に支給地に在勤する職員に対して支給 地域の区分：4級地 世帯主である職員 扶養親族のある職員 17,800円 その他の世帯主である職員 10,200円 その他の職員 7,360円	同じ												
休日勤務手当	休日(祝日・年末年始)において正規の勤務時間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額 = 1時間あたりの給与額 × (135/100) × 勤務時間数	同じ												
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額 = 1時間あたりの給与額 × (25/100) × 勤務時間数	同じ												
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給 宿日直手当 4,200円 半日直手当 2,100円(5時間未満の場合)	同じ												
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 6,000円	同じ												
災害派遣手当	災害応急対策等のため国又は他の地方公共団体から派遣された職員が、住所又は居所を離れて色麻町の区域に滞在する場合に支給 <table border="1" data-bbox="454 1146 1216 1382"> <thead> <tr> <th>利用施設 滞在期間</th> <th>公用の施設又はこれに準ずる施設</th> <th>その他の施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30日以内</td> <td>2,430円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>31日以上 60日以内</td> <td>2,430円</td> <td>3,550円</td> </tr> <tr> <td>61日以上</td> <td>2,430円</td> <td>3,110円</td> </tr> </tbody> </table>	利用施設 滞在期間	公用の施設又はこれに準ずる施設	その他の施設	30日以内	2,430円	4,000円	31日以上 60日以内	2,430円	3,550円	61日以上	2,430円	3,110円	同じ
利用施設 滞在期間	公用の施設又はこれに準ずる施設	その他の施設												
30日以内	2,430円	4,000円												
31日以上 60日以内	2,430円	3,550円												
61日以上	2,430円	3,110円												

・特殊勤務手当は、平成20年1月1日より全部廃止。

その他の手当 (平成19年度決算)

手当名	支給実績	支給職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	8,727千円	198,341円
住居手当	1,387千円	99,100円
通勤手当	2,445千円	44,453円
管理職手当	3,504千円	318,545円

5 特別職の報酬等の状況（20年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	696,000円 (870,000円)	(参考)類似団体における最高/最低額 811,000円 / 321,000円	
	副 町 長	581,400円 (646,000円)	673,000円 / 363,000円	
	収 入 役	527,400円 (586,000円)	595,000円 / 442,000円	
報 酬	議 長	290,700円 (323,000円)	364,000円 / 220,000円	
	副 議 長	220,500円 (245,000円)	285,000円 / 162,900円	
	議 員	206,100円 (229,000円)	263,000円 / 135,800円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長 収 入 役	(19年度支給割合) 3.3月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(19年度支給割合) 3.0月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	870,000×在職月数×0.44	18,374,400	任期毎
	収 入 役	646,000×在職月数×0.26	8,062,080	"
	備 考	586,000×在職月数×0.23	6,469,440	"

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

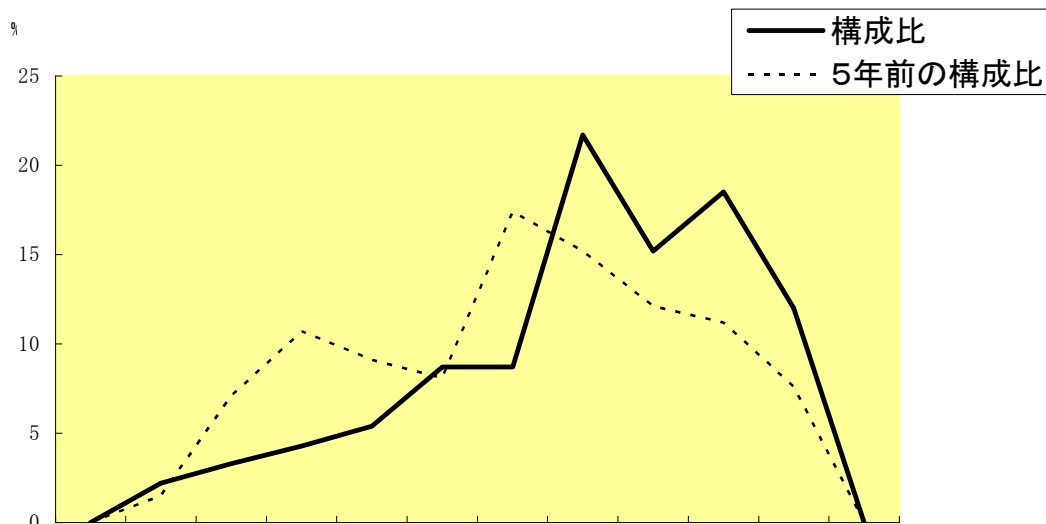
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成19年	平成20年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門 議 会 総 務 企 画 税 務 民 生 衛 生 農 林 商 工 土 木	議 会 総 務 企 画	2人	2人	0人	定員適正化計画による職員の減
		税 務	20人	19人	1人	
		民 生	6人	7人	1人	
		衛 生	23人	23人	0人	
農 林 商 工		5人	4人	1人		
土 木		13人	13人	0人		
計		7人	7人	0人		
計	計	76人	75人	1人	参考 人口1万人当たり職員数 95.91人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 122.29人)	
	教育部門	26人	26人	0人		
	小 計	102人	101人	1人	参考 人口1万人当たり職員数 129.16人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 150.63人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道 下 水 道 其 他	水 道	4人	3人	1人	
		下 水 道	3人	3人	0人	
		其 他	10人	11人	1人	
	小 計	17人	17人	0人	参考 人口1万人当たり職員数 21.74人	
合 計		119人 [120]	118人 [120]	1人	参考 人口1万人当たり職員数 150.90人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(20年4月1日現在)



20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
未	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上
満											上

区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	3人	4人	5人	8人	8人	20人	14人	17人	11人	0人	92人

・給与実態調査の部門別職員数に関する調べより抜粋。

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 1 2 6	人 1 1 0	人 1 6	% 1 2 . 7

定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年 4月 1日	平成22年 3月31日	5年間で10%削減

定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	18年～20年	22年
		計画始期	1年目	2年目	3年目	計	数値目標
一般行政	職員数	82	76	75		-	68
	増減		6	1		(%)	
教 育	職員数	26	26	26		-	24
	増減		0	0		(%)	
公営企業 等 会 計	職員数	18	17	17		-	18
	増減		1	0		(%)	
計	職員数	126	119	118		-	110
	増減		7	1		(%)	

（注）1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
19年度	千円 114,260	千円 15,857	千円 27,554	% 24.1	% 23.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)17年度 一人当たり給与
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 4	千円 14,374	千円 7,362	千円 5,818	千円 27,554	千円 6,889	千円 6,789

（注）1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、20年3月31日現在の人数である。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（20年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
色 麻 町	44.7歳	285,200円	426,117円
団 体 平 均	45.3歳	375,666円	572,943円
事 業 者	- 歳		- 円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

色 麻 町	色麻町（一般行政職）
1人当たり平均支給額（19年度） 1,463千円	1人当たり平均支給額（19年度） 1,493千円
（19年度支給割合） 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	（19年度支給割合） 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 【有】役職加算5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 【有】役職加算5～15%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（20年4月1日現在）

色 麻 町	色麻町（一般行政職）
（支給率） 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 - 千円 21,940千円	（支給率） 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 30.55月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 - 千円 24,705千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

	18年度決算	17年度決算
支給実績	215千円	254千円
職員1人当たり平均支給年額	42,994円	63,460円

エ その他の手当（20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同
扶養手当	1. 配偶者 13,000円 2. 配偶者以外の扶養親族 ア 2人まで、それぞれ6,000円 （職員に扶養親族でない配偶者がある場合は、そのうち1人について6,500円、職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000円） イ 3人目から1人につき5,000円 3. 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ
住居手当	1. 借家・借間に居住している職員 ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】 - 12,000円 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円 + (【家賃】 - 23,000円) / 2 （限度額27,000円）	同じ

	2. 自己の住宅を所有し当該住宅に居住している職員で新築・購入した日から起算して5年を経過するまでの間 2,500円	
通勤手当	1. 交通機関の利用者 月額55,000円を限度に支給 2. 自家用車等の使用者 使用距離（片道）に応じ2,000円～24,500円を支給	同じ
管理職手当	課長等の職にある者に支給 5級の職にある者 49,600円 6級の職にある者 51,900円（現在は1/2の額を支給）	同じ
寒冷地手当	基準日（毎年11月から翌年3月までの各月の初日）に支給地に在勤する職員に対して支給 地域の区分：4級地 世帯主である職員 扶養親族のある職員 17,800円 その他の世帯主である職員 10,200円 その他の職員 7,360円	同じ
休日勤務手当	休日（祝日・年末年始）において正規の勤務時間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額 = 1時間あたりの給与額 × (135/100) × 勤務時間数	同じ
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給 宿日直手当 4,200円 半日直手当 2,100円（5時間未満の場合）	同じ
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 6,000円	同じ

その他の手当（平成19年度決算）

手当名	支給実績	支給職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	666千円	222,000円
住居手当	-千円	
通勤手当	73千円	37,000円
管理職手当	-千円	

定員管理の数値目標及び進捗状況

6. 職員数の状況（3）定員管理数値目標及び進捗状況を参照のこと。